

[事案 20-18] 配当金請求

- ・平成 20 年 8 月 6 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 2 月 24 日 裁定終了

< 事案の概要 >

2 つの終身保険に加入していたが、保険料払込満了時の満期一括受取金が設計書記載の金額に比べ少ないとして、設計書記載金額の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

下記のとおり、加入した 2 つの終身保険について、65 歳の保険料払込満了時の満期一括受取金(責任準備金 + 配当金買増による累積生存保険金等)が、配当金の減少等により、保険設計書に記載されている金額に比べ大幅に少なくなっていることが、保険料払込満了時(65 歳時)の平成 14 年になって初めて分かった。

配当金が何年もゼロが続いたのであれば、事前に設計書に記載されている金額と実際に支払われる金額が変わる事を、契約者に分かるように知らせるべきである。また、設計書上の配当金と、それにもとづく生存保険金が確定しているものでないことの表示も小さい文字で片隅に記載しているが、もう少し大きな文字で契約者に分かるように記載すべきであり、設計書に記載されている金額の支払いをそれぞれ求める。

契約 1 について

昭和 60 年に加入した終身保険の保険設計書中の保障設計プラン(保険料払込満了時 70 歳)に、満期一括受取金として約 3、664 万円と記載されているが、保険会社は配当金が少なくなったことを理由に 1、596 万円しか支払われえないと言う。保険料払込満了時を平成 10 年に 70 歳から 65 歳に変更していたものの、少なくとも同受取金は 3、000 万円あるはずだから、3、000 万円以上の支払いを求める。

契約 2 について

昭和 58 年に加入した終身保険の保険設計書中の保障設計プラン(保険料払込満了時 65 歳)に、保険会社の営業職員(故人)が直筆で「65 歳払込満了時には必ず 2、495 万円 + 下取部分上乘せが精算される」と記載している。保険会社は、営業職員による直筆の記載があるのに、配当金が少なくなったことを理由に 1、234 万円しか支払われえないと言うが、設計書に記載されているとおりの額の支払いを求める。

< 保険会社の主張 >

下記により、契約 1、契約 2 についての申立人の請求に応ずることは出来ない。

契約 1 について

設計書記載の満期一括受取金とは、保険料払込満了時に、契約 1 を年金移行した場合の一括受取金(年金原資)を指すと思われるが、同受取金の内訳は「累積生存保険金」と責任準備金の合計である。設計書には一括受取金約 3、664 万円、内訳として累積生存保険金約 1、935 万円、責任準備金約 1、729 万円と記載されているが、このうち責任準備金は契約時からその金額は確定しているものの、累積生存保険金はその原資が契約締結後の将来の配当金に基づくものであるためその額は確定しておらず、設計書記載の金額は直近の年度の配当率にもとづき算出した参考金額であり、支払いを約束したものでない。このことは、設計書の右下に「記載の配当数値は、当商品の営業案内の説明のとおり、今後変動することがあり、将来のお支払額

をお約束するものではありませんのでご注意ください」との注意書きが記載されている。

契約2について

設計書記載「65歳払込満了時には必ず2、495万円+下取部分上乘せが精算される」の65歳払込満了時の2、495万円は、同契約の保険料払込満了時の解約返戻金1,076万円、払込満了時の生存保険金855万および保険料前納金の残金562万(同契約の保険料払込方法は全期前納であった)の合計額と思われる。このうち、解約返戻金は契約締結時からその金額は確定しているものの、生存保険金は、その原資が将来の配当金に基づくものであるためその額は確定していない。また、保険料前納金の残額は、契約時の積立利率の数値を用いて計算されているが、積立利率は経済動向により変更されうるものであるため、その額は確定したものでなく、同額の支払いを保証しているものでない。保険料前納金の残金については、当時の保険料前納金の積立利率を用いて計算されているが、積立利率は経済状況により変動するため、保険料前納金残金は契約締結時に確定しているものではない。

< 裁定の概要 >

本件について申立書、答弁書等の書面により審理を行った結果、以下により契約1および契約2に関する本件申立てには理由がないものと認め、生命保険相談所規程第40条にもとづき裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

契約1について

「一括受取金(年金原資)」のうち「老後設計資金」については、記載の金額(約1、935万円)が変動することがあり、その支払いが約束されているものでないことは、保険設計書の記載からも明らかである(ただし、もっと契約者の注意を惹くような記載であるべきであった)。したがって、保険会社が申立人に対し、満期一括受取金として3664万円もしくは3000万円以上の支払いを約束もしくは保証した事実は認められない。

契約2について

- (1) 保険設計書中の保障設計プランには、営業職員のものと思われる手書きで、「65歳払済の際精算書」のタイトルの下に、65歳時の「上記 + + =24、950、327円になります。これより外に下取部分も上乘せになります」「一生涯保障(死亡部分)は1076万6000円」「生存給付金(年金部分)855万8000円」「5、626、327円」と記載されているが、これをもって保険会社が申立人に対し、「65歳満期には2495万円+下取部分」の支払いを約束もしくは保証したと認めることは出来ない。
- (2) これらの記載は、保険設計書の日付から昭和60年4月になされたものと推認されるが、同契約2の契約日は昭和58年9月であるから、これらの記載をもって、保険会社が申立契約の内容として、申立人の主張するような合意をなしたとする根拠とはならない。そもそも、営業職員には、保険会社を代理して、申立人の主張するような合意をなす権限は与えられていない。
- (3) 設計書記載のうち、「生存給付金(年金部分)」の金額はその性質上変動するものであり、また保険料前納金の金額もその性質上変動するものである。すると、営業

職員の手書きによる記載は、昭和60年4月における将来の見通しを説明したものに過ぎないと考えられる。(ただし、設計書には「嘘のような大きなお金が残ります」といった記載があり、契約者に誤解を与えかねないものであり、慎むべきものであった。)